

# 介護老人保健施設 であほうむ吉野

## 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）運営規定

### 第1章 総 則

（事業目的）

**第1条** 医療法人豊生会が設置する介護老人保健施設であほうむ吉野（以下「施設」と言う。）において実施する指定短期入所療養介護事業（介護予防短期入所療養介護）（以下「事業」と言う。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営に関する事項を定め、施設の医師、看護職員、介護職員、介護支援専門員、理学療法士、栄養士、薬剤師、支援相談員等（以下「職員」と言う。）が要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）の利用者に対し、適切な指定短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）を提供することを目的とする。

（運営方針）

**第2条** この施設が実施する事業は、利用者が要介護状態等（介護予防にあっては要支援状態）となった場合においても、（介護予防にあっては介護予防に資するように）心身の状況、病歴を踏まえて利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、療養生活の質の向上及び利用者家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

2 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った施設サービスの提供に努めるとともに、常に利用者の家族と連携を図るものとする。

3 前2項のほか「指定居宅サービス等の事業の人員、施設並びに運営に関する基準」（平成11年厚生省令第37号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（施設の名称等）

**第3条** 事業を行う施設の名称及び所在地は次のとおりとする。

（1）名称 介護老人保健施設 であほうむ吉野

（2）所在地 奈良県吉野郡大淀町矢走666番地の6

### 第2章 職員及び職務

(職員の職種及び定数)

**第4条** 施設に次の職員を置く

(1) 医師 (施設長兼務)	1名	(6) 栄養士	1名以上
(2) 看護職員	7名以上	(7) 調理員	3名以上
(3) 介護職員	20名以上	(8) 薬剤師	1名以上
(4) 介護支援専門員	1名以上	(9) 支援相談員	1名以上
(5) 理学療法士等	1名以上	(10) 事務員	2名以上

(職務内容)

**第5条** 施設の職員の職務内容は次のとおりとする。

- (1) 施設長は、施設の業務を統括する。
- (2) 医師は、利用者の診療、健康管理及び保健衛生指導に従事する。
- (3) 看護職員は、利用者の健康管理、医療補助、療養上の世話、リハビリや看護に従事する。
- (4) 介護職員は、利用者の生活全般にわたる介護及び療養環境整備にあたる。
- (5) 介護支援専門員は、利用者に対する介護計画の作成及び処遇の企画調整を行う。
- (6) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士は、機能訓練、訓練記録の整備充実に従事する。
- (7) 栄養士は、献立の作成、栄養計算及び給食記録を行い、調理員を指導し給食業務に従事する。
- (8) 薬剤師は、薬の管理及び投薬指導等の業務に従事する。
- (9) 支援相談員は、利用者の生活指導、書面並びに入所者処遇の企画及び実施に関することに従事する。
- (10) 事務員は、総務、経理及び事務業務に従事する。

2 夜間及び休祝日等の職務範囲、時間帯等。

- (1) 医師の施設内における対応時間帯 9時から18時(休日及び出張等を除く)。
- (2) 医師の不在時における職務代行は、看護師長並びにそれに準ずる者。
- (3) 医師不在時の職務代行者は、利用者の急変時にはすみやかに気道確保等の応急処置のみを行いつつ、医師に連絡をとり指示を受けるものとする。場合によっては、協力病院等に連絡の上対応を依頼する。
- (4) 夜間勤務体制4名。

(職員の資質維持)

**第6条** 施設は職員の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- (2) 維持研修 年1回以上

### 第3章 利用者に対するサービス

(入所定員)

**第7条** 介護老人保健施設サービスとユニット型介護老人保健施設サービスを合わせた長期入所定員80名から、実長期入所者数を除いた数とする。

(指定短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)の内容)

**第8条** 指定短期入所療養介護の内容は次のとおりとする。

短期入所療養介護計画(介護予防短期入所療養介護計画)の作成

- (1) 療養上必要な(介護予防にあつては介護予防に資するように)事項についての指導及び説明
- (2) 機能訓練
- (3) 入浴、排泄、おむつの取替え、着替え等
- (4) レクリエーションや季節行事 等

(日課の励行)

**第9条** 利用者は施設長、支援相談員、看護職員、介護職員等の指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち相互の親睦につとめなければならない。

(施設内の診療行為)

**第10条** 施設内で行う医師の診療行為は次のとおりとする。

- (1) 利用者の身体状況に合わせ療養上必要な診療を行う。
- (2) 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境等の的確な把握につとめ利用者又はその家族に対し、適切な指導を行う。
- (3) 施設の医師は利用者の状況からみて、施設において自ら必要な診療行為を提供することが困難と認めたときは、協力病院その他医療機関への入院の措置を講じるものとする。なお、その際診療状況に関する情報を提供し、責任をもって医療機関へ引き継ぐものとする。

(食事の提供)

**第11条** 利用者には1日3回、朝食午前7時15分から午前8時、昼食午後12時から午後1時、夕食午後6時から午後7時に、食事を提供するものとする。

- 2 給食はできるだけ変化に富み、十分なカロリーと栄養を含み、かつ調理にあた

っては利用者の嗜好を考慮し、消化吸収の実をあげるようにつとめるものとする。

- 3 栄養士は、前項の趣旨に基づいて献立を作成し、給食の品名及び数量を記録整備しておくこととする。
- 4 年中行事にあわせて献立を工夫し、季節に応じたものにする。

(通常の送迎実施区域)

**第12条** 通常の送迎の実施区域は大淀町とする。

## 第4章 利用料

(利用料等)

**第13条** 指定短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準（告示上の報酬額）によるものとし、当該指定短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証によりその1割または2割の支払を受けるものとする。

- 2 食費（朝食410円、昼食760円、夕食760円）、滞在費について介護保険負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている負担限度額が1日に支払う上限とする。

利用者負担段階	滞在費（居住の種類により異なります。）		食費
	多床室	ユニット型準個室	
第1段階	0円	490円	300円
第2段階	370円	490円	390円
第3段階	370円	1,310円	650円
第4段階	370円	1,640円	1,930円

(※1日当りの利用料金)

- 3 厚生労働大臣の定める基準に基づき、利用者が選定する特別な療養環境の提供を行ったことに伴い必要となる費用については、別表②を徴収する。
- 4 その他、指定短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）において提供される便宜のうち、日常生活において通常必要となるものにかかる費用については、別表①を徴収する。
- 5 利用者の個人的依頼（私物洗濯、持ち込み家電使用、理美容、衣類リース等）によりかかる費用については、別表③を徴収する。
- 6 前第12条に規定される通常の送迎の実施地域を越えて送迎を行う場合は、その実費分を以下の通り徴収するものとする。

実施地域を超える地点から住居地までの片道距離（1km 単位）×50 円

- 7 利用料等の支払いを受けたときは、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。
- 8 サービスの提供にあたっては、あらかじめ利用者またはその家族に対し、利用料並びにその他の利用料の内容、金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名、捺印を受けるものとする。
- 9 法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の内容、費用の額、その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

## 第5章 衛生管理

（衛生保持）

**第14条** 施設の清潔、整頓その他環境衛生の保持に努めなければならないものとする。

（衛生の管理等）

- 第15条** 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療器具の管理を適正に行うものとする。
- 2 この指定短期入所療養介護施設（介護予防短期入所療養介護）において感染症が発生し、又蔓延しないように必要な措置を講ずるものとする。

## 第6章 利用者の守るべき規律

（施設内禁止行為）

- 第16条** 利用者は施設内で次の行為をしてはならない。
- （1）ケンカ、口論等、他の利用者に迷惑をかけること。
  - （2）指定した場所以外で喫煙等を行うこと。
  - （3）鳥獣を飼育すること。
  - （4）宗教や政治活動等をおこなうこと。
  - （5）施設の秩序、風紀を乱し、または安全衛生を害すること。
  - （6）その他この規則で定められていること。

（施設利用にあたっての留意事項）

**第17条** 利用者が指定短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の提供を受ける際、

設備利用上の留意するべき事項については別表④に定める。

## 第7章 非常災害対策

(非常災害対策)

**第18条** 災害対策に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的（うち1回は夜間を想定）に避難、通報及び消火訓練を行うものとする。

(緊急時における対応方法)

**第19条** 指定短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の必要な措置を講ずることとする。

- 2 利用者に対する指定短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に連絡するとともに必要な措置を講ずるものとする。

## 第8章 苦情の対応

(苦情処理)

**第20条** 指定短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対処するために必要な措置を講ずるものとする。

- 2 施設は提供した施設サービスに係る利用者からの苦情に関し支援相談の専門員として支援相談員を置き、いつでも相談又は意見を受付けるものとする。
- 3 施設は提供した指定短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の提供に関し、介護保険法第23条の規定により行う質問もしくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 施設は提供した指定短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会の指導又は助言を受けた場合は当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

施設相談窓口	窓口担当者	支援相談員	
	利用時間	午前10時～午後6時	
	利用方法	電話	0747-54-3388
		面談	施設1階相談室

行政機関その他	<p>(1) 大淀町役場 ほけん課 奈良県吉野郡大淀町桧垣本 2090 0747-52-5501</p> <p>(2) 奈良県国民健康保険団体連合会 奈良県橿原市大久保町 302-1 0744-21-6822</p>
---------	--

## 第9章 雑則

(その他運営に関する留意事項)

**第21条** 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 2 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を従業員との雇用契約の内容とする。
- 3 施設は、施設サービスに関する記録を整備し、そのサービス提供の日から5年間保存するものとする。
- 4 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人豊生会と施設管理者との協議に基づいて定めるものとする。

### 附則

「この規定は、平成14年11月1日から施行する。」

「変更後の第13条は、平成17年10月1日から施行する。」

「介護予防の事項については、平成18年4月1日から施行する。」

「変更後の第20条は、平成20年4月1日から施行する。」

「変更後の第4条、第5条、第20条は、平成24年4月1日から施行する。」

「変更後の第13条第2項は、平成24年11月1日から施行する。」

「変更後の第4条、第5条、第13条、第21条は、平成26年4月1日から施行する。」

「変更後の第7条、第13条、第21条は、平成26年11月1日から施行する。」

「変更後の第13条は、平成27年4月1日から施行する。」

「変更後の大13条は、平成27年8月1日から施行する。」

別表①料金表

基本料金	日 額
おやつ代	150円
日常生活費	205円
教養娯楽費	205円
小 計	560円

別表③料金表

加算料金	日額
電気使用量 (税抜)	20円
私物洗濯	300円
理美容	実費
衣類リース等	実費

別表② 特別な療養環境の提供料

	日 額
一人部屋	3,000円(税抜)
二人部屋	2,000円(税抜)

別表④ 留意すべき事項

来訪・面会	来訪者は、面会時間を遵守し、必ずその都度職員に届け出ること。 来訪者が宿泊される場合には必ず許可を得ること。
外出・外泊	外泊・外出の際には必ず行き先と帰宅時間を申し出ること。
居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用のこと。 これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただく場合があるので注意すること。
喫煙・飲酒	喫煙は決められた場所以外は禁止する。飲酒は禁止。
迷惑行為等	騒音等他の入所者の迷惑になる行為は禁止。また、むやみに他の入所者の居室等に立ち入らないようにすること。